

J A会津みどり集落営農推進大会

日時：7月2日（月）午後1時30分

場所：J A会津みどり本店3階パスト
ラルホール

齊藤 学



J A会津みどり集落営農推進大会が7月2日にJA会津みどりにおいて開催された。

推進大会には、管内の女性部組織、農青連組織、担い手、農用地利用改善組合から260名の参加があった。大会に際し、代表理事組合長木村志美男氏より管内の担い手、女性部組織、農青連が一体となり、集落営農の取り組みをすすめ、地域農業の発展を図るために多くの組合員が集落営農へ参画を求める挨拶があった。報告事項では谷澤専務より、JA会津みどりの取り組み状況、方針について説明があり、中央会永石技術常任参与は県内の情勢について報告した。さらに会津坂下農業普及所推進グループの松村課長からは、管内の農業情勢の推移について報告があった。

また、事例発表では昭和村の（有）グリーンファームより代表取締役の小林安郎氏が法人立ち上げまでの経緯と地域性を活かした経営について発表、地域に合った集落営農組織づくりが重要なポイントであることを説明した。

基調講演では、JA総合研究所所長の今村奈良臣先生が「いま組合員は何をなすべき

か」を演題に組合員がJAに結集し地域に活力が生まれた事例等を紹介しながら、農業経営の意識改革、女性の起業、農政改革による

changeをchanceに変



える発想の転換について講演された。

講演の後に農青連、女性部の代表者による集落営農活動へ連携して取り組む旨のメッセージがあり、大会最後に会津みどり農用地利用改善組合連絡協議会会長よりJA会津部組織の各組織と町村、普及所が連携して集り組みをすすめ、地域農業の発展に取り組んでいく決意を表明し、満場の拍手で推進大会が終了した。

J A会津みどりの集落営農推進は、管内7町村で構成される会津みどり地域水田農業推進協議会が核となり、町村、普及所、JAは一体で推進に取り組んでいる。取り組みは、平成16年からモデル集落組織化プロジェクトとしてスタートし、現在までに農用地利用改善組合56、特定農業法人4、特定農業団体1が設立された。

農用地利用改善組合が集落を基本とした生産組織づくりをすすめるために担い手、女性、後継者による幅広い人材の参画が必要であり、推進大会を契機にして話し合いによる合意形成づくりを目指します。

JAグループ福島県域営農センター・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

(福島市飯坂町平野字三枚長1-1 Tel 024-554-3072 Fax 024-554-6022)

http://www.fs-suishin.jp/04_doc/04_vision.html

品目横断的経営安定対策



① 19年産麦の加入申請した農業者も、改めて、加入申請手続が必要となります。

② 収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)へ加入する方は、必ず加入申請手続をしてください。

- 8月31日までに加入申請をしないと、他の品目(米、大豆)の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)への加入もできません。
- 8月31日までに要件を満たさないと、秋まき麥の「毎年の生産量・品質に基づく交付金」(黄ゲタ対策)の交付も受けられません。

農業者のみなさまへん!
20年産麦も引き続き加入申請お願いしまーす。

私たち組織で加入します!

今年も継続加入するわ



19年産麦の場合、作付者の方は全員の方から加入がありました。

品目横断的経営安定対策 Q & A

問1

妻を作付けし個人で販売していますが、ナラシ対策の加入申請できますか？

答

個人で直接販売している場合でも、は種前契約に基づいて作付販売していれば、ナラシ対策の交付金の対象(葉グタ対策も)ともなり得ますので、加入申請は可能です。

問2

ナラシ対策の対象数量確認に用いる販売伝票名義は、加入申請者以外の家族名義でも対象数量とすることができますか？



答

加入申請者と販売伝票の名義は、同一であることが必要です。

当然、は種前契約書も加入申請者と同一名義である必要があり、もし、加入申請者と販売伝票名義が異なる場合、交付金の交付が受けられないことになるので同じ名義にすることが必要です。

問3

19年産妻の加入申請では、何人ぐらい加入しましたか？

答

東北6県の場合、19年産妻作付予定者の、認定農業者が1,045名、集落営農組織が257経営体に加入していただきました。加入面積的には、作付見込面積のほぼ100%近くを加入いただきました。



①

加入申請手続きは、窓口へお気軽にご相談下さい。



受付相談窓口

福島県政事務所農政担当課	〒960-8107 福島市須田町1-4	TEL : 024-239-4145
会津第一課	〒963-0037 会津若松市寺北町大字藤原字遠摩163	TEL : 0242-22-7381
会津第二課	〒963-0043 藤山市川内128	TEL : 024-937-3980
会津第三課	〒970-8026 いわき市平字笠原町4-11 いわき地方合同庁舎	TEL : 0246-23-8511
会津第四課	〒961-0012 白河市船町1-342	TEL : 0248-22-1241
南相馬統計・情報センター	〒973-0039 南相馬市原町区青葉町2-42-2	TEL : 0244-24-1131

相談窓口

福島統計・情報センター	〒960-8021 福島市霧町1-46 福島合同庁舎	TEL : 024-534-1903
会津若松統計・情報センター	〒963-0073 会津若松市追手町4-11 会津若松合同庁舎	TEL : 0242-28-2700
郡山統計・情報センター	〒963-0013 郡山市神明町4-22	TEL : 024-922-1614
郡山統計・情報センター白河庁舎	〒961-0074 白河市宇都内1-136 白河小峰緑合同庁舎	TEL : 0248-23-2745
いわき統計・情報センター	〒971-8131 いわき市号音上矢田町1番地25	TEL : 0246-29-2050